

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0731 第 1 号
令和 6 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 8 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

別表のⅡの 133 (3) ③イ i 中の「及び 200cm 以上のカテーテル長」を「及び必要なカテーテル長」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 末梢血管用ステントセット ①・② (略) ③ 機能区分の定義 ア (略) イ 橈骨動脈穿刺対応型 次のいずれにも該当すること。 i 橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び <u>必要な</u> カテーテル長を有していること。 ii ウに該当しないこと。 ウ (略) (4)～(23) (略) 134～227 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)	(別表) Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 末梢血管用ステントセット ①・② (略) ③ 機能区分の定義 ア (略) イ 橈骨動脈穿刺対応型 次のいずれにも該当すること。 i 橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び <u>200cm</u> 以上のカテーテル長を有していること。 ii ウに該当しないこと。 ウ (略) (4)～(23) (略) 134～227 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)